

消防法令違反の是正推進については、平成13年9月に発生した東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災を契機に、消防法令の改正をはじめ違反処理標準マニュアルの整備、違反処理データベースの充実、違反是正推進連絡会等による消防機関相互の協力体制の構築等様々な取組を行っているが、今回は、平成22年2月に創設した「違反是正支援アドバイザー制度」と、4月から検討を行っている「火災予防行政のあり方に関する総合的な検討」に関し、特に違反是正に関連した項目に係る

検討状況について紹介する。

違反是正支援アドバイザー制度

(1) 制度創設の経緯

平成13年9月、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビルにおいて火災が発生し、死者44名が発生するという大惨事となった。この火災を受けて、翌年の平成14年に消防法の一部改正が行われ、①立入検査の制限見直し（消防法第4条関係）、②措置命令、使用禁止命令等の発動要件の明確化（消防法第5条及び第5条の

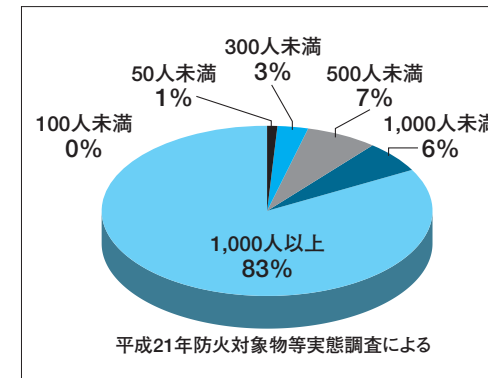


図1 消防本部規模別の命令件数

2 関係）、③措置命令を行い得る主体の拡大（消防法第5条の3関係）、④措置命令を発動した場合の公示義務付け（消防法第5条から第5条の3関係）、⑤罰則の強化（消防法第9章関係）、⑥関係機関との連携強化（消防法第35条の10関係）が図られることとなった。

全国の消防本部では、消防法令違反の建築物に対する違反是正の徹底に資するため、積極的に違反是正を推進してきた結果、小規模雑居ビル等の防火対象物に対する違反是正の取組に一定の成果が得られたところである。

一方、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災以降も、兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災（平成19年1月、死者3名）や、大阪市浪速区の個室ビデオ店火災（平成20年10月、死者15名）、群馬県渋川市の老人ホーム火災（平成21年3月、死者10名）など、多数の人的被害を伴う火災が発生しており、それらを受けた緊急調査等の結果では、依然として消防法令違反の建築物が散見され、是正状況にも地域差が認められているような状況であった。特に、違反建築物に対する措置命令の発動は、職員数1,000名以上の大規模な消防本部に偏っている状況にある（図1参照）。

こうした地域差を解消し、違反是正の取組を進めていくためには、違反是正に関して豊富な知識と経験を有する消防職員を違反是正支援アドバイザー（以下「アドバイザー」と

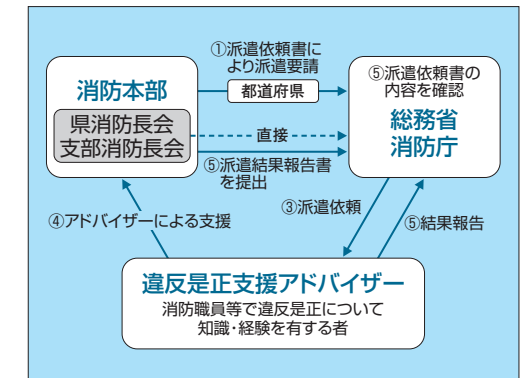


図2 違反是正支援アドバイザー派遣の流れ

いう。）として派遣し、消防本部への支援を行っていく必要があることから、平成22年2月に「違反是正支援アドバイザー制度」を創設したものである。

(2) アドバイザー派遣の流れ

消防本部がアドバイザーの派遣を要請する場合は、都道府県を通じて総務省消防庁へ派遣の要請をし、これを受けて、総務省消防庁が要請内容を確認するとともに、アドバイザー（平成22年12月現在、18消防本部30名の消防職員を委嘱）及びその所属消防本部と調整を図りアドバイザーの派遣を要請した消防本部に派遣する（図2参照）。

アドバイザーの派遣要請については、全国消防長会各支部、都府県消防長会、北海道支部各地区協議会等の団体が行うことも可能であり、この場合には、総務省消防庁に直接派遣の要請をすることができることとなっている。

なお、アドバイザーの派遣要請は、何度でも行うことができるようになっている。

(3) 支援の対象

本制度では、消防本部における違反是正を強力に推進するため、次のような事項について支援を行っている。

- ア 違反是正に関する個別具体的な相談等への助言等
- イ 違反是正に関する研修支援、情報提供等
- ウ その他、違反是正の推進に必要な業務へ



写真1 群馬県渋川市の老人ホーム火災（2009年3月、死者10人）

消防法令違反の 是正推進に向けた取組

総務省消防庁予防課企画調整係長併制度係長併防災管理係長 村瀬敬章

	項目	項目	項目	項目	項目
昭和期	S47. 5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	百貨店
	S48.11	熊本市大洋デパート火災	100	124	百貨店
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57. 2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62. 6	東村山市松寿園火災	17	25	社会福祉施設
平成期	H 2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居ビル
近年の主なもの	H18. 1	大村市認知症高齢者グループホーム火災	7	3	社会福祉施設
	H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市浪速区個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居ビル
	H21. 3	渋川市有料老人ホーム火災	10	1	社会福祉施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居ビル
	H22. 3	札幌市認知症高齢者グループホーム火災	7	2	社会福祉施設

表1 主な建物火災の状況(昭和40年代以降)

の助言等

なお、具体的な支援例を以下に示す。

具体的な支援例

①困難な違反事例の是正等に関する助言等支援

消防本部における具体的な是正困難の違反事例について、具体的な違反処理の進め方等の助言等を行う。

②違反是正体制構築等に関する助言等支援

消防本部における査察規程・違反処理規程等の制定・改正作業、違反処理推進体制の構築作業等に係る相談に対し助言等を行う。

③違反事例詳細研究等に関する支援

具体的な違反事例等（違反是正支援アドバイザーの経験した事例、支援を受ける消防本部の保有する事例等）について、少人数の消防職員を対象としたディスカッション等による詳細な事例研究を行う際の講師としての支援を行う。

④その他

その他、消防本部等から個別に総務省消防庁予防課に相談があった場合、内容によっては派遣されるアドバイザーと協議して必要な支援を実施することとしている（地域において講師等を確保することが極めて困難な地域における研修等への支援等を想定）。

火災予防行政のあり方に関する総合的な検討について

(1)検討の経緯

これまでのわが国における建物火災を振り返ると、昭和40年代から50年代にかけては、デパートやホテルなどの大規模な事業所で多数の死傷者を伴う大きな火災が相次いで発生した。これらを契機として消防法令の改正が重ねられ、火災予防行政の強化が図られてきた結果、近年ではこの種の大規模な事業所における大火災の発生は見られなくなったが、一方で、雑居ビル内の飲食店等の比較的小規模な事業所やグループホームなどの小規模福祉施設といった小規模事業所で多くの死傷者を伴う火災の発生が目立つ状況である（表1参照）。

以上のような火災予防行政を取り巻く状況の変化を踏まえると、これまで一定規模以上の事業所等を中心にスプリンクラーなどの消防用設備等の整備（ハード面の対策）や防火管理者の設置などの人的体制の確立（ソフト面の対策）を求めてきた火災予防行政の枠組みを洗い直し、特に小規模事業所等における防火対策の実効性を高めていくための取組が

求められている。

一方で、現在の消防法令は、建築物等の用途や規模に着目して、火災予防のためのハード面・ソフト面の対策を個別・並列的に詳細にわたって義務付ける形となっているが、過去の大火災の発生ごとに新たな点検制度等を積み重ねてきた結果、規制体系の複雑化も進んでいる。このため、施設ごとに求められる防火安全性の水準を改めて整理することを軸に、規制体系を再構築することにより、新技術の活用を含め、必要な防火性能を満たすより多様な手法の選択を容認するとともに、新しい形態の事業所等に適用されるべき火災予防対策についてより柔軟に対応できる体系としていく必要性が指摘されている。

こうした火災予防行政のあり方をめぐる諸問題について総合的な検討を行うため、「予防行政のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）に「基本問題に関する検討部会」（以下「基本問題部会」という。）を設け、平成22年4月から検討作業を開始した。

(2)検討状況

基本問題部会では、①火災予防の実効性向上、②火災予防に係る規制の合理化の2つの視点に立ち、各々に関して考えられる具体的



写真2 新宿歌舞伎町の雑居ビルの火災(2001年9月、死者44人)



写真3 宝塚市のカラオケボックスの火災(2007年1月、死者3人)

な方策を論点として検討を行った。その際、平成22年5月の公益法人事業仕分けの結果を踏まえて、「消防用機器等の公的認証制度のあり方」及び「講習制度のあり方」も検討対象とした。

基本問題部会での主な論点は、「管理開始届出の法定と防火に係る自己診断の導入」、「複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化」、「製品火災に係る原因調査の充実」、「消防法令違反等の公表制度のあり方」、「規制体系の再編」等としたが、違反是正に関連のある「消防法令違反等の公表制度のあり方」については、現行制度に対し次の3点が課題として抽出された。

ア 消防法令違反に係る是正命令の発動は、全国で年間約300件（平成20年度実績）程度にとどまっている（表2参照）。重大な消防法令違反があり、是正に向けて消防機関が文書で警告を行っている建築物等は、年間約8,000件あるが、是正命令の発動にまで至っていないため、公示により利用者に対して火災予防上危険な建築物等を周知することも十分にできていない。

イ 是正命令が発動されていない主たる理由

として、建築物等の改修が必要な命令等については、命令の内容に係る名宛人等を特定するために数度の立ち入りや契約書類等の精査等を行い、発動までに数箇月を要することなど、多大な事務量を要している。

ウ 福祉施設や病院などでは、利用者の施設選択に資するよう、情報公開や第三者評価等の制度が整備されてきているが、現状では消防法令の順守状況が反映されておらず、施設設置・運営者側に消防法令順守を促す効果が乏しい。

次に、これらの課題に対する対応の考え方として、次の3点にまとめた。

ア 重大な消防法令違反の是正を促進するため、まずは現行の各種是正命令及び公示の制度に基づき、火災予防上危険な状態にある建築物等について、消防機関が迅速かつ機動的に関係者に対する是正を促すことができるよう、是正命令等に関する運用の指針（消防庁の定める「違反処理標準マニュアル」等）を見直して、是正命令に至る各種の事務手続きを軽減するなど、消防機関がより積極的に現行の制度を活用することを図るための方策を講ずることが必要である。

命令の種類	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
防火対象物の火災予防措置命令 （消防法第5条）					14	11	11	6	1	0	7
防火対象物の使用禁止、停止 制限命令（消防法第5条の2）	8	2	4	18	3	7	5	7	8	5	11
消防吏員による火災予防、消防活動 障害除去命令（消防法第5条の3）					56	365	299	320	265	304	224
防火管理に関する命令 （消防法第8条及び第8条の2）	24	22	22	5	14	27	12	14	0	1	13
消防用設備等に関する措置命令 （消防法第17条の4）	80	68	58	9	48	69	68	25	13	36	40
合 計	112	92	84	32	135	479	395	372	287	346	295

表2 措置命令の発動状況の推移（平成10年度～平成20年度）

イ 最近の火災発生状況を踏まえ必要性が高いと認められる業種の事業所等を対象として、消防法令上の届出状況等の情報を一覧的に開示する取組も効果があるものと考えられる。その場合、地域によって対象とすべき事業所等の種類、範囲等の二ーズが多様である一方で、制度化に際しては実務面で相当の負担を生じること等の問題があることから、法令で全国統一の制度を直ちに創設し、地方公共団体に義務付けるのではなく、まずは各市町村による自主的な取組を促していくこととすべきである。

ウ 福祉施設など業種ごとに行われている情報公開等の制度においてもこうした火災予防に係る情報が反映されるよう、関係者に対して働きかけることも有効と考えられる。上記の取組を進める際には、一部のテナント等の瑕疵が建築物等全体の瑕疵と誤解されないことや、消防機関の業務量が過大とならないことなどに十分配慮して、情報開示の対象や方法について検討することが必要である。

以上のように、消防法令違反等に係る公表・情報開示については、当面、違反建築物等に対する是正命令・公示制度の運用改善や市町村における情報開示の自主的な取組等の推進を図ることとすべきであるが、消防庁においては、こうした取組の進捗状況等を検証しつつ、将来的に必要な場合には、法令による全国統一の制度の導入についても検討の俎上に載せるべきである。

(3) 今後の検討の進め方

小規模施設等の火災予防の実効性を確保するため、違反是正の分野においては、現行制度の運用改善や市町村における自主的な取組の推進について、具体的な検討が必要であるとされた。

おわりに

社会的影響の大きい火災が発生するたびに、施設の消防法令違反状況やそれに対する消防機関の対応状況に注目が集まる。消防に与えられた権限を的確に行使しなければ、尊い人命を失うばかりか、場合によっては消防機関の不作為が問われることも十分に考えられる。

よって、消防法令の違反是正を推進するに当たっては、違反是正に関する知識・技術の習得に努めることはもちろんのこと、必要に応じて違反是正支援アドバイザー制度や違反是正支援センターによる違反是正事例研究会等の機会を活用する等して、消防本部間の情報ネットワークを形成し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るという崇高な使命をまっとういただくことを期待するものである。

また、火災予防行政のあり方に関する総合的な検討では、火災予防の実効性向上を図るために、消防機関や学識経験者等により構成された実務的な作業チームを平成23年の早い時期に設け、目的達成のために必要な各種対策の詳細な制度設計、実施細目の決定、ガイドラインの提示等のために必要な具体的検討を集中して行う予定である。結果については、検討会に報告し、審議に付した上で実施に移していくことになるが、いずれにしても、消防本部の行う違反是正がより強力に推進されるための検討を行っていくことが重要であると考えられる。

なお、今後の予防行政のあり方に関する検討会等での検討状況等については、消防庁HP（<http://www.fdma.go.jp/>）等にて適宜情報の共有化を図っていきたい。